資料8

# 西東京市子ども子育て審議会 (仮称)子ども条例検討専門部会 最終報告

平成 30 年 5 月 25 日

西東京市子ども子育て審議会(仮称)子ども条例検討専門部会

# はしがき

わたしたち専門部会のメンバーは、(仮称) 西東京市子ども条例の検討に際し、 西東京市の「現実」から出発して、西東京市に即した内容を盛り込むことができるよう、できるかぎり①西東京市の子どもの現実や思い・願い(ヒアリング、 既存の調査結果、意見交換会等を通じて。資料編参照)、②子ども施策・行政の 状況、③園・学校等の子ども関係施設あるいは市民・NPOによる子どもにか かわる取り組みの成果をもとにしようと努めました。

西東京市の子どもがいっそう自分らしく生きていくことができるように(ただし、西東京市で生じた「事件」などを忘れずに)するためにも、以下の「西東京市子ども条例」の要綱案で示したような「総合的な条例」を制定するよう提案しています。

わたしたちが考える「総合的な条例」の意味は、①考え方・理念+施策の原則+制度設置+条例の実施・検証というような総合、②健康・医療・福祉・教育等子どもにかかわる分野の総合、③家庭・園/学校・地域等の子どもが生活する場の総合、④子ども支援+子どもにかかわる人たちの支援、です。そのなかで、保護者・家庭や保育士・教職員など育ち学ぶ施設やその職員や地域住民に対する支援、子ども施策や子どもにやさしいまちづくりにかかわる施策、相談・救済にかかわる公的な第三者機関などを定め、市民・NPOと連携・協働して、まち全体で子どもの育ちを支える基盤として条例が機能するようにしています。また、今後条例を検討する際に配慮すべき事項についても提言しています。

この条例を制定および効果的に実施することを通じて、行政、関係機関・施設、市民・NPO等の連携がさらに進展し、市全体で子どもの育ちを支え、「子どもにやさしい西東京」になっていくことを願っています。

西東京市子ども子育て審議会 (仮称)子ども条例検討専門部会長 荒牧 重人

# 目 次

(仮称) 西東京市子ども条例の検討に際し配慮すべき事項について ・・	•	•	•	•	•	•	•	1
(仮称) 西東京市子ども条例の要綱案 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	3
(仮称) 西東京市子ども条例の要綱案の解説文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	9
資料編								
西東京市子ども子育て審議会(仮称)子ども条例検討専門部会の活動経過	ļ	•	•	•	•	•	•	27
子どもヒアリングのまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	29
「みんなでつくろう!!子どものためのルール」について(報告)・・								37

### (仮称) 西東京市子ども条例の検討に際し配慮すべき事項について

市でさらに条例を検討するに際し、以下のような配慮をすることをお願いします。

- ① 条例の制定過程において、条例の活用を視野に入れた市民への情報提供と広報の機会とするとともに、パブリックコメントなどを通じて市民の声をできるかぎり聴くようにすること。とりわけ、子どもに対して丁寧に行うこと。
- ② 条例の制定過程においても、子どもにかかわる施策・事業の連携をいっそうすすめ、総合的なものにしていくよう努めること。
- ③ 名称については、(仮称)を取って「西東京市子ども条例」とすることが包括的で ふさわしいこと。
- ④ 「要綱案」でも配慮したが、条例の規定は「です・ます調」など、子どもをはじめ 市民にできるかぎりわかりやすく、親しみやすい文章にすること。
- ⑤ 「要綱案」の規定はできるかぎり簡潔にしているので、規定を効果的に実施していくためにも、とくに「第4章 子どもの相談・救済」「第5章 子ども施策の推進と検証」については規則を定めること。
- ⑥ 条例を効果的に実施するために、人と予算を含め具体的な手立てを講じるよう努めること。
- ⑦ この条例の趣旨や規定が子ども、保護者、園・学校など子どもの育ち学ぶ施設の関係者などに「浸透」するよう、あらゆる機会を通じて広報したり、学習の機会を設けたり、必要に応じて研修などを行ったりすること。とくに「子ども向け」の広報などは子どもの声を聴きながら子どもにわかるように取り組むこと。
- ⑧ 条例制定の目的の一つでもあるが、条例の実施において市民(子どもを含む)・N PO等の参加と連携・協働をいっそうすすめること。

# (仮称) 西東京市子ども条例の要綱案

# ◆ 前文

・わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていくこと

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていくこと わたしたちは、子どもが家庭・園/学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、そ の役割が果たせるまちにしていくこと

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にするまちにしていくこと

・子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされること 乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を 行使する資格をもっていること

子どもは、いじめ、虐待、貧困などの困難な状況について、まち全体で取り組まれ、いのちが 大切に守られること

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができること

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されること

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくりなどに 参加することができること

・おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子ど もの育ちを支えること

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分伝えられるよう、子どもと向き合って意 見を聴くこと

- ・地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して 生きていくことができるよう支援していくこと
- 市は、子どもが生まれてから切れ目のない支援をすすめること
- ・わたしたちは、世界の約束事である児童(子ども)の権利条約、そして日本国憲法・児童福祉 法などの趣旨や規定にしたがい、この条例を定めること

# 第1章 総則

## <u>1 目的</u>

いまと未来を生きるすべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、 仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とすること

#### 2 言葉の意味

(1) 子どもとは、西東京市に住んでいたり、学んでいたり、働いていたり、活動をしたりしている 18 歳未満のすべての人をいうこと。ただし、これらの人と同等にこの条例が適用さ

れることがふさわしいと認められる人を含むこと

- (2) 保護者とは、親、里親その他親に代わり養育する人ということ
- (3) 市民とは、西東京市に住んでいたり、学んでいたり、働いていたりする人をいうこと。 また、市内で市民活動を行う団体を含むこと
- (4) 育ち学ぶ施設とは、児童福祉法(昭和22年法律164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいうこと

# 3 市やおとなの役割

- (1) 市は、すべての子どもがいのちを大切にされ、すこやかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもにかかわる施策を総合的に実施すること
- (2) 保護者は、子育てについて第一義的責任を負うことを自覚し、必要に応じて市や育ち学 ぶ施設の関係者などの支援を活用しながら、子どもがすこやかに育つよう努めること
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性をもち、学び、成長できるよう支援に努めること
- (4) 市民は、地域のなかで子どもが育っていくことを認識し、子どものすこやかな育ちのために協力するよう努めること
- (5) 事業者は、その活動を行うなかで、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めること

#### 4 連携

- (1) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援すること
- (2) 市は、国、都その他の地方公共団体などと協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援すること

# 第2章 子どもの生活の場での支援と支援者への支援

## 5 保護者と家庭への支援

- (1) 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どものすこやかな育ちのために必要な 支援を受けることができること
- (2) 市は、子どもがすこやかに養育されるよう、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めること
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、 必要に応じて協力し、支援に努めること

# 6 育ち学ぶ施設とその職員への支援

(1) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることが

できること

- (2) 市、育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、施設の職員が子どもへの適切な支援ができるよう必要な支援に努めること
- (3) 保護者や市民は、育ち学ぶ施設がその役割を果たせるよう対等な立場で協力し、子どもがすこやかに育つよう努めること

# 7 地域と住民への支援

- (1) 市民は、地域において子どもがすこやかに育つよう必要な支援を受けることができること
- (2) 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めること
- (3) 市は、市民が行う子どものすこやかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めること

# 第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

#### 8 虐待の防止

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが虐待を受けることなく、すこやかに育ち、安心して暮らせるよう努めること
- (2) 市は、子どもに対する虐待の予防および早期発見に取り組むこと
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報すること
- (4) 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと

## 9 いじめその他の権利侵害への対応

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが育ち学ぶ施設などでいじめその 他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めること
- (2) 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防および早期発見に取り組むこと
- (3) 市や育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと。また、いじめその他の権利侵害にかかわっている子どもなどが再びいじめその他の権利侵害にかかわらないよう取り組むこと

## 10 子どもの貧困の防止

市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者などと連携・協働して、子どもが安心して過ごし学び、すこやかに育つため、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めること

# 11 健康と環境

- (1) 市は、子どもが心身の健康を保ち、増進していくことができるよう努めること
- (2) 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めること

# 12 子どもの居場所

- (1) 市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、学んだり、活動したりしていくために必要な居場所づくりの推進に努めること
- (2) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、居場所づくりについて、子どもが考えや意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること

# 13 子どもの意見表明や参加

- (1) 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会や仕組みを設けるよう努めること
- (2) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めること
- (3) 市や育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見表明や参加を促進するため、その意義や方法について学んだり情報を得たりすることができるよう努めること

#### 14 子どもの権利の普及

- (1) 市は、この条例や子どもの権利条約に定められた子どもの権利について、子どもをはじめ市民が理解し、子ども自身が身につけることができるよう普及に努めること
- (2) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、身につけ、そして自分と他人の権利を 尊重し合うことができるよう必要な支援に努めること
- (3) 市は、保護者や育ち学ぶ施設の関係者など子どもの育ちにかかわる人たちが子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めること

# 第4章 子どもの相談・救済

# 15 子どもの権利擁護委員の設置

- (1) 市は、子どもの権利の侵害について、すみやかに救済することを目的として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を設置すること
- (2) 擁護委員は、3人以内とすること
- (3) 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから市長が委嘱すること
- (4) 擁護委員の任期は、3年とすること。ただし、再任することができること
- (5) 市は、擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置くこと
- (6) 市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員

としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができること

## 16 擁護委員の仕事

子どもの権利擁護委員は、相談、申立て、または自らの判断で、次の仕事を行うこと

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整や要請をすること
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見など の内容を公表すること
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること
- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること
- (8) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること

# 17 要請や意見表明の尊重

- (1) 市は、要請や意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとること
- (2) 市以外のものは、要請や意見表明を受けた場合、これを尊重し、必要な措置をとるよう 努めること

# 18 擁護委員の独立性の確保と活動への協力

- (1) 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援すること
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めること
- (3) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが擁護委員制度を活用しやすいよう手立てを講じ、その環境を整えるよう努めること

#### 19 見守りなどの支援

擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請などをした後も、必要に応じて、関係機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができること

## 20 活動の報告と公表

擁護委員は、毎年、市長に活動の報告をし、その内容を公表し、普及すること

# 第5章 子ども施策の推進と検証

## 21 推進計画

(1) 市は、条例に基づいて子どもにかかわる施策をすすめていくための基本となる計画(以下、「推進計画」という。)をつくること。なお、既存の計画で推進計画となりえるものがある場合は、その計画を推進計画に位置づけることができること

- (2) 市は、推進計画をつくるとき、子どもをはじめ市民の意見が活かされるよう努めること
- (3) 市は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表し、普及に努めること

## 22 推進体制

- (1) 市は、子どもにかかわる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置すること
- (2) 子ども施策推進本部は、子どもにかかわる施策について、対応すべき事項の方向性の決定や調整をはかること
- (3) 市は、とりわけ市民と連携・協働して、子どもにかかわる施策を効果的に推進すること

# 23 検証

- (1) 市は、条例や子どもに関する施策を着実にすすめていくため、推進計画の実施状況について仕組みをつくり、検証すること。検証にあたっては、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めること
- (2) 市は、検証の結果について報告を受け、その内容を尊重し、必要な措置をとること

# 第6章 雑則(委任)

この条例に定めること以外で必要なことは、市長が別に定めること

# (仮称) 西東京市子ども条例の要綱案解説文

西東京市では、子どものいのちと権利を守るため、児童虐待防止に向けた取組や関係機関の連携強化など様々な施策をすすめています。平成28(2016)年の児童福祉法改正により、「児童の権利に関する条約の精神にのつとり」子どもの権利擁護が児童福祉法の理念として位置付けられました。これらのことを踏まえ、さらに本市の子どもに関する取組をすすめ、市全体ですべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるために、(仮称)西東京市子ども条例の制定を目指しています。

(仮称) 西東京市子ども条例の要綱案は、西東京市子ども子育て審議会の設置する(仮称)子ども条例検討専門部会により検討・作成されたものであり、本条例に盛り込むべき内容が記載されています。本文書は、その解説文です。

本条例においては、以下のような点を重視しています。

- 1 本条例は、西東京市の子どもがいっそう自分らしく生きていくことができるように、また、 西東京市で生じた痛ましい事件を忘れないためにも、前文で条例の理念を示し、「総合的な条 例」として制定することを目指しています。総合的な条例とは、以下の4つのポイントを意味 します。
  - ① 考え方・理念+施策の原則+制度設置+条例の実施・検証という総合
  - ② 健康、医療、福祉、教育など子どもにかかわる分野の総合
  - ③ 家庭・園/学校・地域など子どもが生活する場の総合
  - ④ 子ども支援+子どもにかかわる人たちの支援の総合
- 2 このような総合的な条例のもとで、子ども固有の相談・救済制度を設け、子どもがSOSを 出しやすいような手立てを取り、そのSOSが効果的な救済・回復に結びつくような仕組みを 定めています。
- 3 さらに、子ども施策や子どもにやさしいまちづくりを推進するにあたって、虐待、いじめその他の権利侵害、子どもの貧困、子どもの居場所づくりなど子どもをめぐる今日的な問題に取り組むことや、子どもから多くの意見が寄せられた子どもを取り巻く環境の整備に努めること、さらに、国際的な要請でもある子どもの意見表明・参加や子どもの権利の普及などについて、その原則をとくに定めています。
- 4 これらの施策をすすめるためにも、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその職員、地域と住民が その役割を十分に果たせるよう必要な支援を受けることができることを定めています。
- 5 そして、市民をはじめ関係者の連携・協働を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていく ことを定めていることも特徴の1つです。

また、本条例は、対象である子どもにも読みやすいように、できるだけわかりやすい規定や文章にしています。また、条例では、施策や事業の原則となる内容を主に定めています。

# ◆ 前文

・わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていくこと

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていくこと わたしたちは、子どもが家庭・園/学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その 役割が果たせるまちにしていくこと

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にするまちにしていくこと

・子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされること 乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を 行使する資格をもっていること

子どもは、いじめ、虐待、貧困などの困難な状況について、まち全体で取り組まれ、いのちが 大切に守られること

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができること

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されること

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくりなどに 参加することができること

・おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子ど もの育ちを支えること

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分伝えられるよう、子どもと向き合って意 見を聴くこと

- ・地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して 生きていくことができるよう支援していくこと
- ・市は、子どもが生まれてから切れ目のない支援をすすめること
- ・わたしたちは、世界の約束事である児童(子ども)の権利条約、そして日本国憲法・児童福祉 法などの趣旨や規定にしたがい、この条例を定めること

前文では、この条例の基本的な考え方や、子どもや市民へのメッセージを示しています。これらのことが、子どもをはじめ多くの市民が読みやすく理解してもらいやすいように意識しています。

最初に、子どももおとなも一緒に、まち全体で子どもがすこやかに育つことができる「子どもにやさしい西東京」をつくっていくことを記しています。「わたしたち」とは、西東京市に在住、在勤、在学するすべての人のことです。「子どもにやさしい西東京」とは、国際連合・児童の権利に関する条約(以下、子どもの権利条約)やユニセフなどの国際的な考えを踏まえ、あらゆる場面で、子どもの権利を大切にし、とくに子どもの意見を尊重して子どもの参加を推進し、子どもの最善の利益を考慮したうえで、子どもに関する支援や施策・事業を行い、子どものすこやかな育ちを市全体で支えていくまちです。

子どもが失敗や間違いをしてもやり直すことができ、それを糧に成長していくことができる まちにしていくことを記しています。失敗や間違いが許されないという意識は、新たなことに 挑戦することを阻み、子どもが成長する可能性や機会を排除してしまうことになります。また、 失敗や間違いをしてしまった場合に、やり直せるという意識がまち全体にあることが子どもに とって救いや希望になると考えています。

子どもを、西東京市や社会をつくっていく一員であると認め、様々な場面でその力を発揮し、 いきいきと過ごしていけるようなまちを目指すことも記しています。

いじめや虐待、貧困の悩みを抱える困難な状況にある子ども、また日本語を母語としない子どもや障害のある子ども、不登校・ひきこもり状態にある子ども、性的マイノリティである子どもなどの多様な背景をもつ子どもについて、それらの背景や子どもの気持ち、状況を理解することなどを通じて、それぞれの尊厳が守られ、社会への参加を大切にするまちにしていくことが示しています。

次に、子どもを主語にして、子どもの権利条約などの国際水準や西東京市の子どもに対する ヒアリングなどを踏まえ、子ども支援や子ども施策における基本的な原則を定めています。基 本は、子どもは一人の人間であり、人格をもった、権利の主体であり、それらが大切にされる ということです。また、乳幼児についても、国連・子どもの権利委員会の見解に基づき、特別 な保護が必要な存在であるとともに、成長に応じて自らの権利を行使する資格を有しているこ とを明確に示しています。

そして、いじめ、虐待、貧困、体罰、不適切な指導および対応、それらに準ずるものが、子どもを取り巻く困難な状況であると捉え、それらについてまち全体で支援に取り組み、子どもの権利の出発点である子どものいのちを大切に守っていきます。

子どもは、一人ひとりのもつ違いを個性として認められ、差別されることなく、自分らしくいきいきと育つことができるということを明示しています。

子どもは、その子どもにとって最も良いことはなにか、子どもの権利条約のキィワードの一つである子どもの最善の有益を、何においても一番に考えられるということが根本にあると示しています。

子どもの意見表明および子ども参加についても記しています。ここでいう意見は意思・意向という広い意味で、意見を自由に表明するとは、自分の考えに基づいた言葉を怯えることもなく、諦めて無関心になることもなく、自由に言うことができるということです。その際、意見などを言えない、表現しづらい子どもが、意見などを言える、表現できるよう配慮した手立てを取ることも大切です。また、子どもにかかわることやまちづくりについて、子どもが参加しかかわっていくことができるということを記しています。子どもの社会参加の現状からして、「加わる」ところからすすめていくという意味で、「参加」という言葉を使用しています。また、権利の視点からは、「参加」は、加わる以外に企画や決定過程にかかわる、位置付けられるという意味を含んでいます。子どもの意見表明および参加については、子どもがすこやかに育つ環境をつくる上であらゆることにつながる、とくに大切なものの一つであり、本条例においては前文に位置付け、各章に関連する根本的なものと捉えています。

続いて、おとなのあり方について、とくに子どもの気持ちを考え、尊重し、寄り添いながら、子どもが自ら成長することを支援することが大切であることを示しています。そこでは、遊びと学びは子どもが生き成長していくうえで決定的に重要であると認識しており、とくに乳幼児にとっては、遊びは学びそのものであり、そのための環境づくりが大切であるということを強調しています。

子どもが安心して自分の思いや考えを伝えられるように、おとなは子どもの意見を軽視したり、無視したりするのではなく、その意見をもつに至るまでの考え方や状況に配慮し、きちんと子どもに向き合い、受けとめ、丁寧に話を聴くことを示しています。

さらに、地域住民は、子どもが地域で育つことを意識し、子どもの育ちを見守り、顔の見える関係づくりをすすめ、そのことにより、子どもが安心感を得て、生きていくことができるよう支援を行っていくことを示しています。

そして、市は、子どもが生まれてから成長していく過程において、切れ目のない支援をすすめ、子どもが安心して育つことができるようにすることを示しています。

最後に、前文に定めていることを踏まえたうえで、日本国憲法や 1994 年に日本が批准した子どもの権利条約、その条約が法改正により平成 28 年に理念に位置づけられた児童福祉法、その他子どもに関連する法律(児童売春・ポルノ禁止法、児童虐待防止法、子ども・若者育成支援推進法など)の趣旨や規定に従って、この条例を定めていることを示しています。

# 第1章 総則

第1章では、条例の目的、定義、市やおとななどの役割など、条例の総則を定めています。

# 1 目的

いまと未来を生きるすべての子どもがすこやかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、 仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とすること

本条例の目的について定めています。現在、そして未来に生きるすべての子どもを対象にしています。「すべての子ども」とは、困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもを含んでいるということを強調した表現です。「子どもが心も身体も健康に育つことができる環境を整備していく」ために、西東京市全体でその考えを共有し、市はそのための仕組みを整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを目的としています。

#### 2 言葉の意味

- (1) 子どもとは、西東京市に住んでいたり、学んでいたり、働いていたり、活動をしたりしている 18 歳未満のすべての人をいうこと。ただし、これらの人と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる人を含むこと
- (2) 保護者とは、親、里親その他親に代わり養育する人ということ
- (3) 市民とは、西東京市に住んでいたり、学んでいたり、働いていたりする人をいうこと。また、市内で市民活動を行う団体を含むこと
- (4) 育ち学ぶ施設とは、児童福祉法(昭和22年法律164号)に定める児童福祉施設、学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいうこと

ここでは、この条例上の実施に必要な範囲で使われる「子ども」、「保護者」、「市民」、「育ち学ぶ施設」の定義をしています。

子どもの権利条約と児童福祉法では、「子ども」を 18 歳未満としています。それを踏まえ、この条例でも原則として 18 歳未満の人を、「子ども」としています。例外として「ただし、これらの人と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる人を含む」と定めており、例えば、高校生が在学中に 18 歳に達することから、高等学校などに在籍している人を指しています。

この条例で、「保護者」とは、親、里親その他親に代わり子どもを養育する人を指す言葉として使用しています。

この条例で「市民」とは、西東京市に在住、在学、在勤する人を指し、市内において市民活動を行う団体を含む言葉として使用します。

この条例で「育ち学ぶ施設」とは、(4)で定める施設となります。「児童福祉法(昭和 22 年 法律 164 号)に定める児童福祉施設」については、保育所、児童養護施設、児童家庭支援センター、児童館・児童センターなどがあります。「学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)に定める学校」については、幼稚園、小学校、中学校、高等学校などがあり、また、「その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設」については、認可外保育施設、学童クラブ、塾、フリースクール、スポーツクラブなどを指します。

# 3 市やおとなの役割

- (1) 市は、すべての子どもがいのちを大切にされ、すこやかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもにかかわる施策を総合的に実施すること
- (2) 保護者は、子育てについて第一義的責任を負うことを自覚し、必要に応じて市や育ち学ぶ 施設の関係者などの支援を活用しながら、子どもがすこやかに育つよう努めること
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性をもち、学び、成長できるよう支援に努めること
- (4) 市民は、地域のなかで子どもが育っていくことを認識し、子どものすこやかな育ちのため に協力するよう努めること
- (5) 事業者は、その活動を行うなかで、子どもがすこやかに育つことができ、また、子育てをしやすい環境をつくっていくため、配慮するよう努めること

ここでは、子どものすこやかな育ちのために、市、保護者、育ち学ぶ施設、市民、事業者それぞれの立場において実施する役割について定めています。

市は、子どもの権利条約の一般原則である差別の禁止、子どもの最善の利益の第一義的な考慮、生命・生存・発達の権利、子どもの意見の尊重を基本として、子どもにかかわる施策を総合的に実施する役割を担います。子どもにかかわる施策については、後述の「第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」で示された施策の原則に基づき、「推進計画」(第5章)などに具体的に定められたものを実行していきます。

保護者は、子育てについて第一に責任を負う立場にありますが、その責任を一方的に押しつ

けられることなく、必要に応じて市や育ち学ぶ施設の関係者などの支援を受けながら、子ども がすこやかに育つように努力をすることを役割とします。

保育士や教職員をはじめ育ち学ぶ施設の関係者は、これらの施設で過ごすことが子どもにとって大きな成長の機会であることを踏まえ、子どもが主体性をもって学び、活動することができるように支援を行うことを役割とします。

市民は、子どもが身近な存在であり、地域の中で遊び、学び、活動することで育っていくということを認識し、子どものすこやかな育ちのために子どもや保護者などに協力するよう努めることを役割とします。

事業者は、事業活動を行うすべての人や団体のことであり、活動を行うなかで、働く子どもがすこやかに育っていくことができるような環境づくりや、働く人たちが子育てしやすい環境づくりなどに努めることを役割とします。

# 4 連携

- (1) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、お互いに連携・協働して子どもの 育ちを支援すること
- (2) 市は、国、都その他の地方公共団体などと協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援すること

ここでは、前述した市やおとなの連携・協働や、市と国、都などとの協力により子どもの育 ちを支援していくことが重要であることを踏まえ、独立した条文で強調しています。

# 第2章 子どもの生活の場での支援と支援者への支援

第2章では、子どもの生活の場である家庭・育ち学ぶ施設・地域社会において、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民が前述の役割を果たすことができるよう、支援されることを示しています。

# 5 保護者と家庭への支援

- (1) 保護者は、家庭において安心して子育てをし、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることができること
- (2) 市は、子どもがすこやかに養育されるよう、保護者がその役割を認識し、安心して子育てをすることができるよう必要な支援に努めること
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者や市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、必要に応じて協力し、支援に努めること

まず、保護者と家庭への支援について定めています。

子育てにおいて第一義的な責任を負う保護者について、家庭で子育てを安心して行うことが

できるように必要な支援を受けることができます。保護者が子どもの育ちにおいて重要な役割をもっており、その役割を充分に果たすことが期待されます。だからといって、総則の解説でも述べたように、保護者が一方的に責任を負わされるのではなく、必要な支援を受けながら、その役割が果たせるようにしていくことが大切です。

そのため、保護者が家庭で安心して子育てができるよう、市や育ち学ぶ施設の関係者、市民は支援に努めます。

# 6 育ち学ぶ施設とその職員への支援

- (1) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どものすこやかな育ちのために必要な支援を受けることができること
- (2) 市、育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、施設の職員が子どもへの適切な支援ができるよう 必要な支援に努めること
- (3) 保護者や市民は、育ち学ぶ施設がその役割を果たせるよう対等な立場で協力し、子どもがすこやかに育つよう努めること

次に、育ち学ぶ施設とその職員への支援について定めています。

育ち学ぶ施設の関係者は、その役割を果たすために必要な支援を受けることができます。

(2)では、市、育ち学ぶ施設の設置者や管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもに対して適切な支援ができるよう支援していくことに努めます。例えば、育ち学ぶ施設の職員がもつ専門性が十分発揮できるように研修の機会を保障するなどの支援に努めます。

また、(3)では、育ち学ぶ施設の関係者がその役割を果たせるように、保護者や市民は対等な立場で協力し、子どもの育ちに資するよう努めることを示しています。お互いの役割を理解したうえで、協力していくことが子どものすこやかな育ちにつながると考えています。

この支援にあたっても、育ち学ぶ施設の主体性や自主性を大切にしていきます。

#### 7 地域と住民への支援

- (1) 市民は、地域において子どもがすこやかに育つよう必要な支援を受けることができること
- (2) 市民、事業者、市は、その役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めること
- (3) 市は、市民が行う子どものすこやかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めること

次に、地域と住民への支援について述べています。

市民は、その役割を果たすために必要な支援を受けられることが定めています。

(2)では、子どもが地域で過ごすことに関して、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、子どもが安全・安心して生活し、地域の一員として、地域社会に参加できるようなまちづくりに努めるよう定めています。

また、(3)では、市民が子どもの育ちのために行う活動について、市が支援することに努めることを示しています。

# 第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

第3章では、子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進に関係する内容について規定 しています。

子ども施策については、法律や政策によりすでに取り組んでいるにもかかわらず、なお解消されていないと考えられる子どもをめぐる課題(とくに子どもの虐待、いじめ、貧困問題など)を取り上げています。本条例で定めることにより、子どもを基本において、その権利を大切にしながら、総合的に取り組むことを強調しています。また、子どもをめぐる状況の改善・進展に必要であり、かつ、取組をすすめている居場所づくり、子どもの意見表明・参加にかかわる内容を定めています。

さらに、子どもにやさしいまちづくりの推進に欠かすことのできない子どもの権利の普及について定めています。

# 8 虐待の防止

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが虐待を受けることなく、すこやか に育ち、安心して暮らせるよう努めること
- (2) 市は、子どもに対する虐待の予防および早期発見に取り組むこと
- (3) 育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、 虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市や関係機関に通報すること
- (4) 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと

まず、虐待の防止については、児童虐待防止法などに規定されている内容と重なる部分もありますが、本条例にあえて定めることで、市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者それぞれが子どもの虐待防止に取り組んでいくこととともに、まち全体で子どもにやさしいまちづくりのなかで取り組んでいくことを強調しています。虐待の定義については、児童虐待防止法で規定されているような、身体的虐待、性的虐待、放任・ネグレクト、心理的虐待を指します。なお、国連・子どもの権利委員会は、家庭や施設を含むあらゆる場面で体罰を法律で明確に禁止すること、体罰に代わる非暴力的な形態のしつけや規律を広報・促進することなどを勧告しています。ここでいう「関係機関」とは、児童相談所などを指しています。(なお、虐待防止法や児童福祉法では、「市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所」に通告することになっています。また、場合によっては、家庭裁判所も含みます。)

# 9 いじめその他の権利侵害への対応

- (1) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが育ち学ぶ施設などでいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めること
- (2) 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防および早期発見に取り組むこと

(3) 市や育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に 救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うこと。また、いじめその他の権利 侵害にかかわっている子どもなどが再びいじめその他の権利侵害にかかわらないよう取り組むこと

いじめその他の権利侵害への対応について、子どもが育ち学ぶ施設などでいじめその他の権利侵害を受けることなく安心して生活できることを強調しています。ここでいう「いじめその他の権利侵害」とは、いじめ、体罰、不適切な指導および対応、これらに準ずるものを指します。

(2)の「いじめその他の権利侵害の予防や早期発見」においても、本条例で示している子どもの視点から取り組むことが大切です。

「いじめその他の権利侵害」はすぐになくなるわけではありません。また、西東京市をはじめ多くの調査結果が示しているように、いじめその他の権利侵害を受けても、SOSを出せない子どもがたくさんいます。(3) に定めるように、問題の解決にあたっては、傷ついた子どもの気持ちを基本においてその子どもの救済をまず図っていくことが必要です。なお、「いじめその他の権利侵害にかかわっている子どもなど」とは、例えばいじめに関しては、いじめをする子ども、いじめを扇動などする子ども、いじめを傍観する子どものことを指し、再びいじめその他の権利侵害にかかわることがないよう、市や育ち学ぶ施設の関係者は適切な指導および対応や意識啓発などに取り組むことが規定されています。また、体罰や不適切な指導および対応を行う教師などが再びそのような行為を行うことがないよう研修などにも取り組むことを求めています。

## 10 子どもの貧困の防止

市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者などと連携・協働して、子どもが安心して過ごし学び、すこやかに育つため、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めること

ここでは、子どもの貧困対策について、条例に位置づけ、国際連合やユニセフが指摘するように、子どもの権利保障の視点から総合的に取り組んでいくことを示しています。子どもにかかわる問題は行政だけで解決することができませんが、とりわけ子どもの貧困問題は自己責任にとどめることなく、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者などと連携・協働して取り組むよう努めることを求めています。

# 11 健康と環境

- (1) 市は、子どもが心身の健康を保ち、増進していくことができるよう努めること
- (2) 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めること

健康や環境づくりについては、市としてこれまでも取り組んでいる課題ですが、子どもから

とくに多く意見のあった内容です。

本条例の検討過程において子どもから出た、受動喫煙防止や騒音による安眠妨害についての 意見、緑の保全や公園についての意見、学校の環境整備を望む意見などについて考慮して取り 組んでいくことが重要です。

# 12 子どもの居場所

- (1) 市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、学んだり、活動したりしていくために必要な 居場所づくりの推進に努めること
- (2) 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、居場所づくりについて、子どもが考えや意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めること

本条例の検討過程において、子どもから、安心して過ごせる場所や友人と話したり、部活動をしたり、勉強したりと思い思いに活動できる場を居心地が良いと感じている様子を見ることができました。ここでは、ありのままの自分を出すことができ、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、さまざまな活動を行うことができる子どもの居場所づくりが必要であることを定めています。

子どもに居場所を与えていくという押し付ける考え方ではなく、子どもの自主性を大切にし、 安心できる居場所づくりができるよう、施策をすすめていく際に子どもの意見を聴いたり、参 加できるよう努めることを示しています。

## 13 子どもの意見表明や参加

- (1) 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加する機会や仕組みを設けるよう努めること
- (2) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもの意見表明や参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援するよう努めること
- (3) 市や育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが意見表明や参加を促進するため、その意義や方法 について学んだり情報を得たりすることができるよう努めること

前文でも触れたように、子どもの意見表明や子ども参加については、子どもの最善の利益がどのようなことか知るうえでも必要であり、子どもがすこやかに育つ環境をつくる上であらゆることにつながる、大切で根本的なものです。現状で子どもの意見表明や参加を促進するためには、①このような基本的な考え方、②子ども自身が意見表明・参加ができるような機会や仕組みをつくること、そして③条件整備や支援が必要です。

- (1)では、市が、子どもがともに社会を構成し担っていくパートナーであるということを認識し、ともに西東京市をつくっていく主体として、意見表明や参加の機会や仕組みを整えるよう努めていくことを示しています。
  - (2)では、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者がそれぞれの立場で子どもの

意見表明や参加をすすめるため、子どもの意見を尊重するとともに、子どもの主体的な活動を支援することに努めるよう定めています。

(3)では、子どもが意見表明や参加をしていくためには、子ども自身が必要な意義や方法について学習することや情報を獲得することが不可欠です。そのために市や育ち学ぶ施設の関係者が必要な取組をすすめることが求められています。

# 14 子どもの権利の普及

- (1) 市は、この条例や子どもの権利条約に定められた子どもの権利について、子どもをはじめ 市民が理解し、子ども自身が身につけることができるよう普及に努めること
- (2) 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、身につけ、そして自分と他人の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めること
- (3) 市は、保護者や育ち学ぶ施設の関係者など子どもの育ちにかかわる人たちが子どもの権利 について学び、理解することができるよう必要な支援に努めること

子どもにやさしいまちづくりには、ユニセフも指摘するように、子どもの権利(国際的な基準である子どもの権利条約)の普及が必要となります。前文の解説でも触れたように、子どもにやさしいまちは、子どもの権利条約を実現するまちであり、児童福祉法にもその理念が位置付けられている子どもの権利条約を推進していくことは、西東京市の子ども施策をいっそうすすめていくためには欠かせないものとなっています。

本条例や子どもの権利条約に定められている子どもの権利について、子どもだけでなくおとなも含む市民全体が理解できるよう、また、子ども自身が子どもの権利を身につけることができるよう、様々な手立てと工夫をして普及啓発に努めることが必要です。

また、(2)では、育ち学ぶ施設において、子どもが権利を学び、身に付け、そして自分と他人の権利を尊重し合うことができるように支援に努めることを定めています。子ども自身が権利の主体であることを学ぶことは、すべての人に同様に権利があるということの理解が深まり、お互いを尊重し合う意識の醸成につながります。

(3)では、子どもの権利の普及には、とくに保護者や育ち学ぶ施設の関係者などの子どもの育ちに深くかかわる人たちが子どもの権利について学び理解することが不可欠です。そのために、市が必要な手立てを講じることに努めることを定めています。

# 第4章 子どもの相談・救済

第4章の子どもの相談・救済は、新たな制度設置・取組にかかわるもので、条例による根拠づけが必要なものであるため、独立した章で規定します。国連・子どもの権利委員会による勧告や30以上の自治体での取組(とりわけ、川西市、豊田市、松本市、世田谷区などの制度や活動)を参考にして、公的な第三者機関にかかわる内容を定めます。

この機関は地方自治法を踏まえ、市長の付属機関として設置する形をとります。

本条例においては、制度設置に必要な規定をし、手続ほかについては規則に委ねます。

この章の規定に基づいた制度設計や既存の相談・救済機関との連携が重要になります。

なお、名称については、他の自治体でもよく使われている「子どもの権利擁護委員」にしますが、子どもにわかりやすく親しみやすい愛称を子どもに考えてもらうことも必要でしょう。

# 15 子どもの権利擁護委員の設置

- (1) 市は、子どもの権利の侵害について、すみやかに救済することを目的として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」という。)を設置すること
- (2) 擁護委員は、3人以内とすること
- (3) 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識のある人のうちから市長が委嘱すること
- (4) 擁護委員の任期は、3年とすること。ただし、再任することができること
- (5) 市は、擁護委員の仕事を補佐するため、相談・調査専門員を置くこと
- (6) 市長は、擁護委員が心身の故障によりその仕事ができないと判断したときや、擁護委員としてふさわしくない行いがあると判断したときは、その職を解くことができること

いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、西東京市子どもの権利擁護委員を設置します。

既存の相談窓口と異なるところは、子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け問題の解決を図っていくことを基本にしていること、特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般について取り扱うということ、独立した第三者機関であること、関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が条例に基づいた権限として定められていることです。

擁護委員は、子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益に配慮できる人物である必要があるため、人格が優れ、子どもの権利について見識のある者が望まれます。また、擁護委員の数は3人以内とし、任期はある程度の継続性が必要であることから、3年間で、再任は妨げないものとしています。

擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査専門員を置くこととしています。相談・調査専門員は、とくに子どもからの直接相談に乗ったり子どもの意見を聴いたりすることになるため、 擁護委員と同様に子どもの意見を尊重し、子どもの最善の利益に配慮できる人物であることが 望まれます。

#### 16 擁護委員の仕事

子どもの権利擁護委員は、相談、申立て、または自らの判断で、次の仕事を行うこと

- (1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言や支援をすること
- (2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること
- (3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整や要請をすること
- (4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること
- (5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見などの 内容を公表すること
- (6) 子どもの権利の侵害を防ぐための見守りなどの支援をすること

- (7) 活動の報告をし、その内容を公表すること
- (8) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること

擁護委員が何を行うのかという職務について定めています。

擁護委員は、子どもや保護者などから相談、申立てを受けたとき、または自らの判断により、 調査したり、その結果に基づき救済・回復のための調整や要請などを行ったりします。厳密に いえば、管轄権の問題で、市および市の機関については対応しなければならない「勧告」、市 以外の機関では対応するよう努める「要請」になりますが、本条例では、「要請」という文言 にしています。同様に、市および市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には 「意見表明」になりますが、本条例では「意見を述べること」にしています。

例えば、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。相談内容から必要があれば、子どもをはじめ関係者から話を聴くなどして事実を調査し、権利侵害からの救済のために関係者との調整や関係者への要請を行います。さらに、権利侵害を防ぐために制度改善などの意見を伝えることができます。その際、子どもは救済の単なる対象ではなく、自分にかかわる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。

上述したように、擁護委員には職務に関する権限をもっています。ただ、一方的な要請や意見の提出により、権利侵害をした相手方と子どもを対立させてしまうのは子どもの最善の利益にならない場合もあります。実際の擁護委員の仕事として「調整」が重要になるゆえんです。保護者や育ち学ぶ施設の関係者なども対応に悩んだり、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれたりすることもあります。そのようなとき、第三者の擁護委員が調整役として、何が最善か考え、子どもの権利侵害からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。

繰り返しますが、相談や救済の取組を通して、子ども自身が自分で悩みや問題を解消する力を身につけることができるように支援をしていくことが重要です。

その他に、擁護委員がその活動を効果的にすすめるためには、市民の理解と支持、そして既存の相談・救済機関との連携が不可欠です。そのためにも、その活動について報告・公表することや子どもの権利擁護について必要な理解を広めること、また関係者との連携をすすめることなどにかかわることも職務として定めています。

## 17 要請や意見表明の尊重

- (1) 市は、要請や意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとること
- (2) 市以外のものは、要請や意見表明を受けた場合、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めること

擁護委員が要請や意見表明をした場合、その内容を尊重し、市(市の執行機関である教育委員会など)については、必要な措置をとります。また、市以外の関係者については、必要な措置をとるよう努力することを規定しています。

# 18 擁護委員の独立性の確保と活動への協力

- (1) 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援すること
- (2) 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、擁護委員の仕事に協力するよう努めること
- (3) 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者は、子どもが擁護委員制度を活用しやすいよう手立てを講じ、その環境を整えるよう努めること

擁護委員が市の特定の機関と関係性を有しない第三者機関であること、その独立性を強調しています。独立性が尊重されることにより、擁護委員の活動が効果的で信頼されるものになり、子どもも安心して相談できるようになります。また、擁護委員の独立性を尊重したうえで、市は擁護委員の職務を支援していくことを明示しています。

(2)では、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者についても、擁護委員の職務に対して、情報提供などの協力に努めることを定めています。

さらに、(3)では、せっかくこのような制度ができても、知らない、わからない、使われないということであれば意味がありません。とくに子どもが擁護委員に相談などをしやすくなるような環境をつくっていくことについて、まち全体で取り組むよう努力することが必要です。

# 19 見守りなどの支援

擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請などをした後も、必要に応じて、関係 機関などと協力しながら、その子どもの見守りなどの支援をすることができること

この規定は、相談や申立てがあり、救済の活動が一旦終了した後も、関係機関や団体などと協力して、その子どもを見守り、支援していくことを必要に応じて行うことができる内容となっています。子どもの権利侵害についての問題は再発する可能性も考えられるため、見守りなどによる支援が必要な場合もあります。

#### 20 活動の報告と公表

擁護委員は、毎年、市長に活動の報告をし、その内容を公表し、普及すること

擁護委員は独立性を尊重されているため、その活動状況については公表し、広く検証してもらうことが大切です。擁護委員の独立性や活動を担保するのは、最終的には市民の理解と支持です。個人のプライバシーには十分に配慮をしたうえで、情報を共有することは、子どもを取り巻く問題について共通認識をもつことにつながります。

# 第5章 子ども施策の推進と検証

第5章では、本条例と子ども施策を総合的にかつ効果的に推進するため、推進計画の策定や体制の整備をすること、また、それらのことについて検証することを定めています。

# 21 推進計画

- (1) 市は、条例に基づいて子どもにかかわる施策をすすめていくための基本となる計画(以下、「推進計画」という。)をつくること。なお、既存の計画で推進計画となりえるものがある場合は、その計画を推進計画に位置づけることができること
- (2) 市は、推進計画をつくるとき、子どもをはじめ市民の意見が活かされるよう努めること
- (3) 市は、推進計画をつくったときは、すみやかに公表し、普及に努めること

本条例の内容が推進されるよう、条例に基づいた子どもにかかわる施策をすすめていくため、 推進計画を策定します。本市では、すでに子どもに関する総合的な計画である「西東京市子育 ち・子育てワイワイプラン」(計画年度:平成27年度から平成36年度の10ヵ年)が策定され ているため、この計画を推進計画に位置付けることを含めて検討し、計画の策定をします。

もちろん、計画の策定にあたっては、子どもをはじめ市民の意見を聴いてその意見を活かすよう努めます。

また、子どもにかかわる計画は行政だけで実現するわけではないので、その普及に努め、市 民などと連携・協働して取り組むことが求められます。子どもに配慮した公表・普及も検討し ます。

#### 22 推進体制

- (1) 市は、子どもにかかわる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置すること
- (2) 子ども施策推進本部は、子どもにかかわる施策について、対応すべき事項の方向性の決定 や調整をはかること
- (3) 市は、とりわけ市民と連携・協働して、子どもにかかわる施策を効果的に推進すること

市では、子どもにかかわる施策を推進していくため、子ども施策に関係する部署で組織する 子ども施策推進本部を設置し、そこで対応すべき事項の方向性の決定や庁内横断的な調整を図 ります。

本条例で繰り返し強調していますが、子どもにかかわる施策は行政だけで実現するわけではないので、とりわけ市民と連携・協働して取り組むことを、ここでも定めています。

#### 23 検証

(1) 市は、条例や子どもに関する施策を着実にすすめていくため、推進計画の実施状況について仕組みをつくり、検証すること。検証にあたっては、必要に応じて子どもをはじめ市民から意見を求めること

(2) 市は、検証の結果について報告を受け、その内容を尊重し、必要な措置をとること

本条例が効果的に推進されているか、推進計画の実施状況などを検証していく必要があります。この検証は、行政が中心となった従来のPDCA(plan=計画、do=実施、check=評価、action=改善)の評価システムを超えて、子どもの現場に施策がどこまで届いているかなど実態を踏まえ、子どもをはじめ市民の声を活かしながら取り組むものです。したがって、検証を行う機関は、専門性も必要になります。本市における子ども・子育て支援に関する行政の適正かつ円滑な運営を図るために設置する西東京市子ども子育て審議会がすでにありますので、そこに専門部会を設置して検証することを検討します。

この検証過程においても、子どもをはじめ市民の意見は不可欠です。

検証を行う機関から検証結果の報告を受けたとき、市ではその報告内容を尊重し、必要な措置を講じます。このような検証と対応をすすめることで本条例がいっそう推進することになります。

# 第6章 雑則(委任)

この条例に定めること以外で必要なことは、市長が別に定めること

「この条例に定めること以外で必要なこと」としては、とくに第4章子どもの相談・救済に関する事項、第5章子ども施策の推進と検証に関する事項などが想定され、市長が定めます。

# 資料編

# 西東京市子ども子育て審議会(仮称)子ども条例検討専門部会の活動経過

# 1 西東京市子ども子育て審議会(仮称)子ども条例検討専門部会 部会員

荒 牧 重 人【部会長】	大学教授
早乙女 勇一	総合型地域スポーツクラブ代表
菅野 美鈴	人権擁護委員
長倉 千鶴	市内児童養護施設代表
浜名 幹男	西東京市社会福祉協議会代表
林 大介	大学教員
古川 祐子	大学教員
保 谷 力	西東京市立小学校長代表

# 2 西東京市子ども子育て審議会(仮称)子ども条例検討専門部会 活動内容

活動内容	開催日時	主な検討内容
第1回 会議	平成 29 年 10 月 10 日 (火)	(1) 本日の会議スケジュール確認 (2) 【講話】子どもの権利条約及び児童福祉法改正について~ 自治体で制定する子どもに関する条例との関係~ (3) (仮称)子ども条例制定に関するこれまでの経緯について (4) 今後の専門部会開催スケジュール(案)について (5) (仮称)子ども条例に盛り込む内容について(自由意見)
第2回 会議	10月23日(月)	(1) (仮称)子ども条例に盛り込む内容について (2)子どもの意見聴取の方法等について
第3回 会議	11月10日(金)	<ul> <li>(1) 子どもの意見聴取について</li> <li>① 市民まつりにおける子どもの意見聴取について</li> <li>② 今後の子どもの意見聴取について</li> <li>(2) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について</li> <li>① 西東京市の子どもの相談窓口について</li> </ul>
子どもの意見聴取	11月11日(土) ~12日(日)	市民まつりにおける子どもの意見聴取をアンケート調査にて実施 ・アンケート回答数 774 件
第4回 会議	11月27日(月)	<ul><li>(1) 今後の子どもの意見聴取について</li><li>(2) 子どもの相談・救済の仕組みについて</li><li>① 人権擁護委員の子どもへの取組みについて</li><li>② 児童相談所について</li></ul>

子どもの 意見聴取	平成 29 年 12 月 13 日(水) ~ 平成 30 年 2 月 8 日(木)	子どもに関連する施設・団体において、困難な状況にある子どもが集まる場所を中心に個別に聞き取りを行う「子どもヒアリング」を実施・実施対象 12 施設・団体・ヒアリング総件数 132 件
第 5 回 会議	平成 30 年 1月 12 日(金)	<ul><li>(1) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について</li><li>① 条例の項目について</li><li>② 「市やおとなの役割」について</li><li>③ 「意識の向上」について</li><li>④ 「子ども参加」について</li></ul>
第 6 回 会議	1月26日(金)	<ul> <li>(1) 子どもの意見聴取について         <ul> <li>・アンケート結果のクロス集計について</li> </ul> </li> <li>(2) (仮称) 子ども条例に盛り込む内容について             <ul> <ul></ul></ul></li></ul>
第7回 会議	2月16日(金)	(1) (仮称)子ども条例に盛り込む内容について ・(仮称)西東京市子ども条例の要綱案(素案)について
第8回 会議	3月12日(月)	(1) (仮称)子ども条例に盛り込む内容について ・(仮称)西東京市子ども条例の要綱案(素案)について
第 9 回 会議	4月4日(水)	<ul><li>(1) 「みんなでつくろう!!子どものためのルール」について</li><li>(2) (仮称)子ども条例に盛り込む内容について</li><li>・(仮称)西東京市子ども条例の要綱案(素案)について</li></ul>
子ども ワークショップ	4月21日(土)	検討時点の(仮称)子ども条例の要綱案(素案)について、子 どもへの説明及び意見を聞くグループワークを実施 ・参加者(子ども) 30人
第 10 回 会議	4月23日(月)	(1) (仮称)子ども条例に盛り込む内容について ・(仮称)西東京市子ども条例の要綱案(素案)について
第 11 回 会議	5月14日(月)	(1) 西東京市子ども子育て審議会(仮称)子ども条例検討専門部会最終報告内容について ①(仮称)西東京市子ども条例の要綱案(素案)について②(仮称)西東京市子ども条例の要綱案(素案)の解説文(案)について ③(仮称)西東京市子ども条例の検討に際し配慮すべき事項について ④資料編

# 子どもヒアリングのまとめ

#### 1 子どもの意見聴取の目的

(仮称)子ども条例について検討するうえで、子ども本人が現在どのようなことを感じながら暮らしているか聞き取り、参考とするため、子どもに関連する施設・団体を利用する子どもに対して意見聴取を行った。

## 2 子どもの意見聴取の手法

意見聴取の対象施設・団体は「3 アンケート調査等を活用する対象等」及び「4 子どもヒアリング実施対象等」のとおりであり、既存のアンケート調査等が活用できる場合はその調査結果を参考とした。

また、子どもに関連する施設・団体として、困難な状況にある子どもが集まる場所を中心に「子どもヒアリング」を実施し、個別の聞き取り調査を行った。

「子どもヒアリング」では、子どもに対して(仮称)子ども条例の検討のために意見を聞きたいことを説明したうえで協力してもらい、子どもの個別の悩みごとや考えを聞くために、できるだけ個別に、親しみやすい話し方・表情でヒアリングを行うことを心掛けて実施した。

なお、各対象施設・団体に関わるおとなからのヒアリングも実施している。子どもから直接意見を聞き取ることが困難な場合には、施設・団体に関わるおとなからのヒアリングのみの箇所もある。

#### 3 アンケート調査等を活用する対象等

対象	活用する調査等
幼稚園・保育園	市民まつり「子どもアンケート!」を活用
小学校	教育計画策定のためのアンケート調査を活用
中学校	同上
高等学校	同上
児童養護施設	東京都福祉サービス第三者評価結果を活用

#### 4 子どもヒアリング実施対象等

対象	実施期間	ヒアリング人数等	備考
スキップ教室(適応指	平成 30 年 2 月 2 日 (金)	教育支援課職員及びスキ	※おとなへ
導教室)		ップ教室職員より取組状	のヒアリン
		況、子どもの状況、課題	グのみ
		についてヒアリングを実	
		施	
ニコモルーム(不登校	平成 30 年 2 月 2 日(金)	教育支援課職員より取組	※おとなへ
ひきこもり相談室)		状況、子どもの状況、課	のヒアリン
		題についてヒアリングを	グのみ

		実施	
	平成30年1月23日(火)~	小学生世代 11 人	
(ひばりが丘児童セ		中学生世代 5人	
ンター、保谷柳沢児童		高校生世代 8人	
館)		NAZEN ON	
学童クラブ	平成30年1月24日(水)~	   小学生世代   18 人	
(東学童クラブ、北原			
学童クラブ、芝久保学	2710 11 (714)		
童クラブ)			
こども日本語教室	平成 30 年 1 月 18 日(木)		
(NPO 法人 西東京市	+ 1 / 10 h (/k)	中学生世代 5人	
多文化共生センタ		十子生區八 3八	
多文化共生とファ ー・NIMIC)			
	平成30年1月16日(火)、	それぞれの団体メンバー	<b>※</b> おしわへ
連する施設・団体	1月19日(金)	より、子どもの目線で子	のヒアリン
では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	1 万 19 口(亚)	ともヒアリングの質問内	グロケッシーグのみ
け」、「さーくる縁」)		容に回答いただいた。	) V)0F
総合型地域スポーツ	平成 29 年 12 月 22 日(金)、	小学生世代 14人	
クラブ	平成 30 年 1 月 19 日(金)	中学生世代 2人	
(ココスポ東伏見)	一一次 50 午1 万 19 日(亚)	高校生世代 5人	
子ども食堂	平成 29 年 12 月 28 日(木)	小学生世代 8人	
(放課後キッチン・ご	十成29 十12 万 20 日(水)	中学生世代 4人	
ろごろ)		高校生世代 3人	
学習支援団体	平成 29 年 12 月 21 日(木)	小学生世代 7人	
	平成 29 平 12 月 21 日(水)		
(学び塾「猫の足あしと」)		中学生世代 4人	
CJ/   放課後カフェ	平成 29 年 12 月 13 日(水)	中学生世代 23 人	
成株後ルノエ   (青嵐ブックカフェ)	平成 29 平 12 月 13 日(水)	十子生世代 23 八	
図書館	平成30年1月19日(金)~	図書館職員より、子ども	※おとなへ
囚責店	2月2日(金)		然わこない のヒアリン
	4月4日(並)	の目線で子どもヒアリン グの質問内容に回答いた	グのみ
		クの貝向的谷に回合いた   だいた。	ノツグ
小・中学校PTA		小・中学校PTAの代表	※おとなへ
/八·中子\X P I A	平成 30 年 1 月 16 日(火)		
		者より、子どもの目線で	のヒアリン
		子どもヒアリングの質問	グのみ
	ナ (フじょふとのレマリンが	内容に回答いただいた。	

<sup>※</sup>ヒアリングの総件数は、(子どもからのヒアリング件数 120 件) + (対象施設・団体のおとなからの回答(対象数×1=12件)) = 132 件である。

#### 5 子どもヒアリングから明らかになったこと

#### (1) 子どもの現状について

・最近の子どもの興味・関心・楽しみ

子どもが夢中になっていること、楽しみにしていることは、対象とした施設・団体に大きな差はなく、スポーツ (部活動含む)、TVゲーム、友人と遊ぶ・話す、読書、テレビが多い。 YouTube を見ることと答える子どももいる。また、120人中9人が「なし」と答えている。

その中で悩みを抱えている子どもは1人であるが、自己の能力を伸ばしたいという前向きなものであった。

#### ・子どもの自己肯定感

自分が好きか。という質問をした際、「好き」、「少し好き」と答えた子どもと、「普通」と答えた子どもが多く、ほぼ同数(40人強ずつ)であった。一方「あまり好きでない」、「好きでない」と答えた子どもは全体で20人、「その他」及び「未回答」と答える子どももいた。

世代別では、小学生世代は全体での傾向と似た結果であり、中学生世代は「好き」、「少し好き」の割合が多く、高校生世代では「普通」の割合が多かった。どの世代でも「あまり好きでない」、「好きでない」の回答は一番少なかった。

「普通」及び「その他」と答えた子どもの理由としては、自分の中で「好きなところ・自信があるところ」と「嫌いなところ・自信がないところ」の両方があるからという回答が多く見られた。

自分が好きかどうかの質問は、自己肯定感をはかる指標となる。自分が好きと答える場合、 自分に自信があったり、家族から愛されていたりと、自分の価値や存在意義を肯定できる感 情を持っているといえる。

今回のヒアリングでは、自己肯定感が低いと思われる子どもが全体の約 17%おり、「苦手なこと・できないことがある」、「理想の自分になれていない」、「何となく」等の理由であった。理想とのギャップにより自信を持てない子どもに、現状の自分を認めてあげることと、そのうえで目標を持っていきいきと過ごしていってほしいと伝えたい。

#### (2) 子どもの権利条約について

(仮称)子ども条例は、西東京市の子ども施策をさらに進めていくため、平成28年5月の 児童福祉法改正で子どもの権利擁護がその理念として位置付けられたこと等を踏まえて制定 を目指している。子どものための施策を進めるために、子ども自身及び子どもに関わるおと な達が子どもの権利を知ることは不可欠である。

今回のヒアリングでは、子どもに子どもの権利条約を知っているか、また、ユニセフが提唱する子どもの権利条約の4つの柱(生存・発達・保護・参加の権利)について聞き取りを行った。

子どもの権利条約についての認知度は、約8割の子どもが知らないということで、子ども への普及が必要であることが分かった。ヒアリングの際、子どもに子どもの権利条約及び4 つの柱について説明をすると、真面目に聞き入ってうなずく子どもが大半であり、条約につ いて広めてほしいと話す子どももいた。

4つの柱については、生存・発達・保護・参加の権利が全て必要と答える子どもが多かった。個別の権利では、小・中学生世代は「生存」の権利、高校生世代は「保護」、「参加」の権利が必要だと考えている。

また、日本で守られていないと思うものは、という質問には「保護」の権利と答えた子どもが突出していた。これは、児童虐待が現実に起きているという理由をあげる子どもが多く、悲惨な事件が起きている状況に悲しみや憤り、危機感を持っている。虐待に関する子どもの不安を取り除くためにも、取組を進めていくとともにメッセージを発信していくことが大切だと考える。

さらに、子どもは、「保護」に次いで「参加」の権利が守られていないと考えている。特に中学生・高校生世代で多く、自分達が参加できるものがあまりない、意見が言いやすい環境がない、意見が尊重されずに言い換えられたり、頭ごなしに否定される等の実感を持っている。このことは、子どもの健やかな育ちを考えるうえでも課題である。

#### (3) 子どもの居場所について

子どもが最近、一番居心地がいいと思う場所について、対象とした施設・団体ともに多かったのは、家(リビング等)、自分の部屋、布団の中、学校であった。主な理由は以下のとおり。

家 (リビング等)	リラックスできる、安心できる、気を遣わない 等
自分の部屋、布団の中	落ち着く、一人になれる 等
学校	友達と話ができる、部活が楽しい、勉強ができる 等

また、図書館と答える子どもも多く、理由は静かだからというものであった。ヒアリングを行った施設・団体についても一定数の子どもが「居心地が良い」と答えており、それぞれが子どもの居場所となっていることが分かった。特に児童館・児童センターでは24人中11人の子どもが、色々な世代の子どもと楽しく遊ぶことができるということで、子どもの居場所として確立されている。

ヒアリングの中で、少数だが自宅は居心地が悪いと回答する子どももいた。必ずしも自宅が落ち着く場というわけではない。安心できる、楽しく遊び・学ぶことができる、心の拠り所となるような場を様々な選択肢から選ぶことができる環境や情報の発信は必要なことだと考える。

#### (4) 子どもの不安、悩み及び相談について

・普段、子どもが感じている心配ごと、悩みごと

ヒアリングでは約4割の子どもが、心配ごと、悩みごとが「ある」と答えている。世代別にみてみると、小学生世代は約2割、中学生世代は約5割、高校生世代は約6割となり、年齢が上がるにつれて、心配ごと・悩みごとを持つようである。中学生・高校生世代では、勉強や受験・進路についての悩みが大半であり、次いで部活に関する悩みが多い。

留意すべきは、少数ではあるが、子ども同士での名前の呼ばれ方や悪口・暴力等があると

の「いじめ」に関係する悩みで、先生や親に相談しているという意見があった。

また、家庭において、家族との関係が上手くいっていないという悩みもあり、親が忙しいために遠慮して自分の体調不良を伝えられない、親が病気であるため家事を一手に引き受けている等の状況にある子どももいる。その子どもの場合、悩みがあった際に相談できる相手として、友人やスクールカウンセラーをあげたが、誰にも相談できず自分の中に抱え込んでしまうと答える子どももいる。

いずれの場合も、子どもが心配ごと、悩みごとを相談でき、安心して過ごせるような仕組 みづくりは必要と考える。

#### ・他人との違いを感じ悩む子ども

他人と違うと感じることがあり、かつ、そのことで悩みを持っている子どもについては、全体の約2割であった。世代別にみてみると、小学生世代は約1.5割、中学生世代は約3割、高校生世代は約3割となり、中学生・高校生の約3割は他人との違いを感じて悩んでいる。内容は世代に関わらず、自分と他人の考え方の違い・性格についての悩みが突出している。また、身長や体型等の身体的なこと、他人と比べて勉強や運動ができないこと等があげられた。

考え方の違いを感じ、一般的なものの見方が分かるということもあるが、個性を抑え込んでしまうのではなく、一人ひとりの意見がお互いに尊重されるべきことを子どもに伝えていくことが必要であると感じた。

# ・子どもの悩みへの対応と相談先

悩みがあった場合には、誰かに相談する、体を動かしたり、歌を歌ったりして発散する、なるべく自分で考える等の対応をとることが多い。また、相談する場合の相手については、友人と答える子どもが多く、次いで母親が多いというものであった。その他、家族、学校や学童クラブの先生、児童館・児童センターの職員と答える子どももおり、スクールカウンセラーに相談するという子どももいた。

深刻なのは、悩みを抱え込み我慢をする子どもがいるということである。この場合、相談できる相手がいない場合が多い。また、身近な人に打ち明けられない悩みがあるということでもある。このことは、身近な人達や様々な相談窓口があるにも関わらず、どこにもつながらない状況があるということである。どんな悩みでも子どもに寄り添い、安心して話を聞いてもらえ、不安を取り除いてもらえる仕組みづくりは喫緊の課題である。

#### (5) 子どもの意見表明・参加について

子どもが言いたいこと・伝えたいこと

ヒアリングをした子どもの約半数は、誰かに何か言いたいことがある。その内訳は、小・中学生世代はともに4割強、高校生世代は約7割である。内容は、友達や家族、ヒアリング対象施設・団体の方等の身近な人に感謝を伝えたいというものや学校への不満・要望についてのものが多い。また、平和で安全に過ごしたいという思いが読み取れる回答もあった。

さらに、いじめに関連するものと思われる回答も複数あり、相手の気持ちを考えてほしい

等といった切実な思いを持つ子どももいる。その他、誰かにそばにいてほしい、悩みや怖い ことが消え去ってほしいと言いたいという、寂しさや不安を抱える子どもの声もある。

子どもが普段言えずに抱えている思いについて、率直に話せる場や仕組み、また、子ども や子どもに関わるおとなが向き合って意見・話を聞くことができる意識が醸成されることが 望まれる。

#### (6) 西東京市について

・西東京市の好き・好きでない理由

ヒアリングを行った子どもの約7割が西東京市を好きと答えており、その主な理由は、自然・公園が多い、住みなれた安心感がある、都会過ぎず田舎過ぎない、地域にあいさつをしてくれる人達がいる等であった。自然が豊かで、住みやすく、人とのふれ合いがある町が子どもの安心した暮らしにつながっていると感じる。

また、少数だが、西東京市を好きでないと答えた子どももいる。理由は、貧困、いじめをなくしてほしい等をあげており、この子どもの半数は自己肯定感が低く、悩みを持っている。

・西東京市がさらに良くなるように子どもが考えること

子どもが思う西東京市をさらに良くしていく方法として、ショッピングモールや遊園地等の人の集まる施設・人気のある店をつくるという意見が多かった。類似のものに既存の施設等を有名にするという意見もあった。また、道路や施設等の清掃を行う、緑・公園を増やす等といった環境に関わる意見も同様に多かった。公園については、ボール遊びができるようにしてほしいという意見も複数あった。

次いで、このままでよいと答える子どももいた。

気を付けるべきは、いじめをなくすことという意見が複数あったことである。いじめについては、ヒアリングの中で心配ごと・悩みごと、言いたいこと、市を好きでない理由等に散見されており、子どもをめぐる大きな課題であるといえる。

その他、市内が生活の中心である子どもの意見は、地域課題を捉えたものであったり、市が発展する可能性を含んでおり、改めて、子どもの意見を聞くことの大切さに気付くことができた。

#### (7) 困難な状況にある子どもへの支援

・いじめ、虐待、貧困に関する不安・悩みを持つ子ども

ヒアリングを通して、いじめ、虐待、貧困に関する不安や悩みを口にする子どもがいることが分かった。自分の経験や、自身がその状態ではないが、身近で見たり、聞いたり、あるいはテレビ等を通して知ることにより、不安を感じている。

子どもが健やかに育っていくためにも、行政や子どもに関わるおとながこれらの課題に取り組んでいることをメッセージとして伝え、不安を取り除いていく必要があると考える。

#### (8) 特別なニーズのある子どもへの支援

#### ・日本語を母語としない子ども

日本語を母語としない子どもについては、日本に来る前はできていた勉強が、日本語が分からないためについていけなくなることがあり、高校受験に対し強い不安を感じる子どももいる。また、保護者も日本語が分からない場合、学校からのお知らせが理解できず流れてしまうこともある。これらについて、支援団体の話やフォローにより、受験に積極的になり学習意欲が高まったり、お知らせ内容の通訳等により安心感が得られている状況にある。

出生や外見から学校でからかいを受けるという話もあったが、子どもからのヒアリングでは受験・勉強・部活に関する悩みごとが数件で、自己肯定感は高い傾向にある。

とはいえ、日本語を母語としない子ども、外国にルーツを持つ子どもについて、安心して 生活できるように見守っていくことが必要である。

#### ・障害のある子ども

障害の程度によって状況は様々であるが、それぞれに楽しみにしていることがあり、家族から愛されていること、自分に自信を持っていることで自己肯定感も高い傾向にあると考えられる。自己への関心を向けてほしい、話を聞いてほしいという思いを持っていると共に、習いごとや施設利用についての制限等があり、子どもの意見表明や参加する機会について真摯に考えていくことが必要である。

#### ・不登校・ひきこもりの子ども

不登校・ひきこもりの状態にある子どもについては、様々な事情を有しているが、生活リズムがつくられていない子どもが多い。そのような子どもは、家庭の基盤が揺らいでいる場合が多く、自分が好きかどうか判断する基準や感覚を持っていないと考えられる。これらは、他者との関わりの中で育つものであり、ほめられる・叱られるといった自分にきちんと向き合ってくれるおとな・親の力が必要であると考えられる。

行政や子どもに関わるおとなは、親が子どもに向き合い、子育てしていけるように支援を していくことが大切である。

#### 「みんなでつくろう!!子どものためのルール」について(報告)

検討を進めている(仮称)子ども条例について、その内容を子どもに説明し、意見を聞くワークショップ「みんなでつくろう!!子どものためのルール」を平成30年4月21日(土)に開催したので、以下のとおり報告する。

- **1** 実施日 平成 30 年4月 21 日(土)
- 2 場 所 西東京市民会館 3階 大会議室
- 3 参加者(子ども) 30人(小学生世代 17人、中学生世代 12人、高校生世代 1人)
- 4 内容
  - \* 「(仮称)子ども条例ってなあに?」…(仮称)子ども条例の説明
  - \* 「みんなで考えてみよう!グループワーク!!」…子どものグループワーク

# 5 グループワークの内容

- (1) グループ・・・グループは世代別で6グループに分けて実施(小学生グループ3つ、中学生グループ2つ、中学生・高校生混合グループ1つ)
- (2) テーマ・・現在検討中の(仮称)子ども条例の要綱案に記載されている内容について、「ア 良いと思ったところ・共感したところ」、「イ 少し違うと思うところ」、「ウ 分 からないところ」の意見出し
- (3) 方 法・・・テーマのア、イ、ウについて、それぞれをふせんに記入して模造紙に貼りながらグループ内で共有し、その後グループ化を行い、大切だと思う順に番号をつける。

## 6 グループワークで出された意見

**くグループ1>** ※小学生グループ

【良いと思ったこと】

- ・虐待を防ぐ、いじめ問題に対応する、子どもの意見を大切にするという施策が良い。
- 子どもの話をするときは、おとなだけでしないで欲しいから、子どもの意見を大切にするというのは良い。

# 【子どもにとって安全でないこと】

- 公園や道路でおとなに配慮の無い言葉をかけられる。(どけよ・うるさい・公園で遊ぶな等)
- 歩道がない道路や横断歩道がないところがある。
- ボール遊びができる公園がほしい。

#### 【大人がルールを守っていない!】

- 深夜、バイクが出す騒音でなかなか眠れない。
- 車の運転マナーが悪い。
- ・ 電車内での音楽の音量
- ・ 線路や道路へのポイ捨て

#### 【「子どもの意見」聞いてほしい!】

子どもには「やってはいけない」などの制限をかけるのに、おとなはそのルールがない。大人

は自分にあまい。大人の権利は子どもの10倍くらいある。

・家族が家でスマホを見ていて、話しかけても反応してくれないことがある。

#### 【分からないこと】

- •「権利には義務がともなう」というが、赤ちゃんは何もできない。
- 子どもの貧困を防ぐこと、子どもの権利擁護委員など、具体的なことが分からない。

## **くグループ2>** ※小学牛グループ

【良いと思ったところ・共感したところ】

- \*「居場所」について
  - ・子どもの居場所づくりについて書かれているのがよい。公園や地区会館等の使い方について、 子どもの意見も聞いてもらえると良い。
  - いじめ、虐待について、相談できる場所があると良い。
- \*「コミュニティ」について
  - ・いじめ等、子どもの問題もおとなが理解して解決に取り組む。
  - ・面識がある人は、会釈だけでも挨拶をする。関わるおとなが子どもの異変に気付けると良い。
  - 子どもの経験や考えを聞くことは必要

# 【少し違うと思うところ】

・子どもの貧困の防止は、子どもが変えてほしくないならやらないほうが良い。取り組むことがいじめにつながるのではないか。きちんとその子に届く何かしらの援助は必要

### 【分からないこと】

- ・いじめについて、おとなはいじめの有無を気にしているが、内容はあまり気にしてくれない。
- いじめへの対応や子どもの権利の周知などの具体的な支援の内容
- 子どもの考えを大切にすることがよく分からない。おとなが決めても良いのではないか。

## **<グループ3>** ※小学生グループ

グループワークでは「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」について考えた。

#### 【子どものためにおとなたちが努力をするところが良い】

• 子どもの居場所づくりを進めること、子どもの意見を聞くことなど、子どものためにおとなが 努力していくことが書かれてあり良かった。

#### 【いじめ対応について】

いじめの対応をするのは良いが、もう少し具体的に書いたほうが良いと思う。

# 【分からないこと】

・簡単な言葉で書いてほしい。

#### **くグループ4>** ※中学生グループ

#### 【前文について】

- 「子どもは一人ひとりの違いが認められ自分らしく育つことができること」や子どもの意見表明・参加について良いと思う。
- 子どもが安心して自分の思いを伝えられるように、おとなは子どもに向き合って話を聞く。子どもが安心し伝えられないから、権利擁護委員が必要になるのだと思う。

•「子どもは」の意味がよく分からない。子どももおとなも同じじゃないのか。

#### 【総則について】

- 子どもの意見を尊重するのは良い。
- ・おとなの役割について、協力してくれるのはありがたいが、変に関わられたくはない。

#### 【子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進について】

- 安全で良好な環境づくりに取り組んでもらえるのが良い。
- ・ 虐待は、子どもから誰かに言うことは難しい。 周りの人が気付かないといけない。 ただ、 通報 することは怖くてできないと思う。
- ・ 具体的な内容について知りたい。

#### 【推進と検証】

• 市民の意見を生かすといっても方法はなにか。

# **くグループ5>** ※中学生・高校生混合グループ

【良いと思ったところ・共感したところ】

- ・子どもの意見・考えをないがしろにせず、大切にしてくれる。
- 失敗や間違いをしてもチャンスが与えられるのは素晴らしい。
- ・相談・救済について、一緒に考えたり、アドバイスしたりして、最終的に回復・立ち直りまで 考えてくれていることが良い。

#### 【分からないところ】

・色々なことの具体例が分からない。(地域が子どもに支援していくこと、貧困の子どもへの支援など)

# 【要望的な意見】

- 支援者自身のマナー講習を受けさせてあげてほしい。
- いじめが原因でない不登校の子どもにも着目してほしい。

# **くグループ6>** ※中学生グループ

グループワークでは「前文」について考えた。

# 【良いと思ったところ・共感したところ】

- 子どもの話をよく聞き、寄り添うということが良い。
- 子どもを保護者だけでなく、全体で守るということ。
- 失敗してもやり直せること。

#### 【少し違うと思うところ】

• 「子どもは一人ひとりが人間として大切にされること」は当たり前のことで、子どもだけに当てはまらない。

#### 【分からないところ】

- 意味が分かりにくいところがある。
- \*どの年齢にも分かりやすく。難しい言葉は分かりにくい。
- \*大事にされるのは子どもだけでなくすべての人
- \*表現の仕方をはっきり分かる形に。